

令和3年度 水素製造・利活用第三国連携事業 二次公募について

令和3年9月1日
公益財団法人 地球環境センター（GEC）



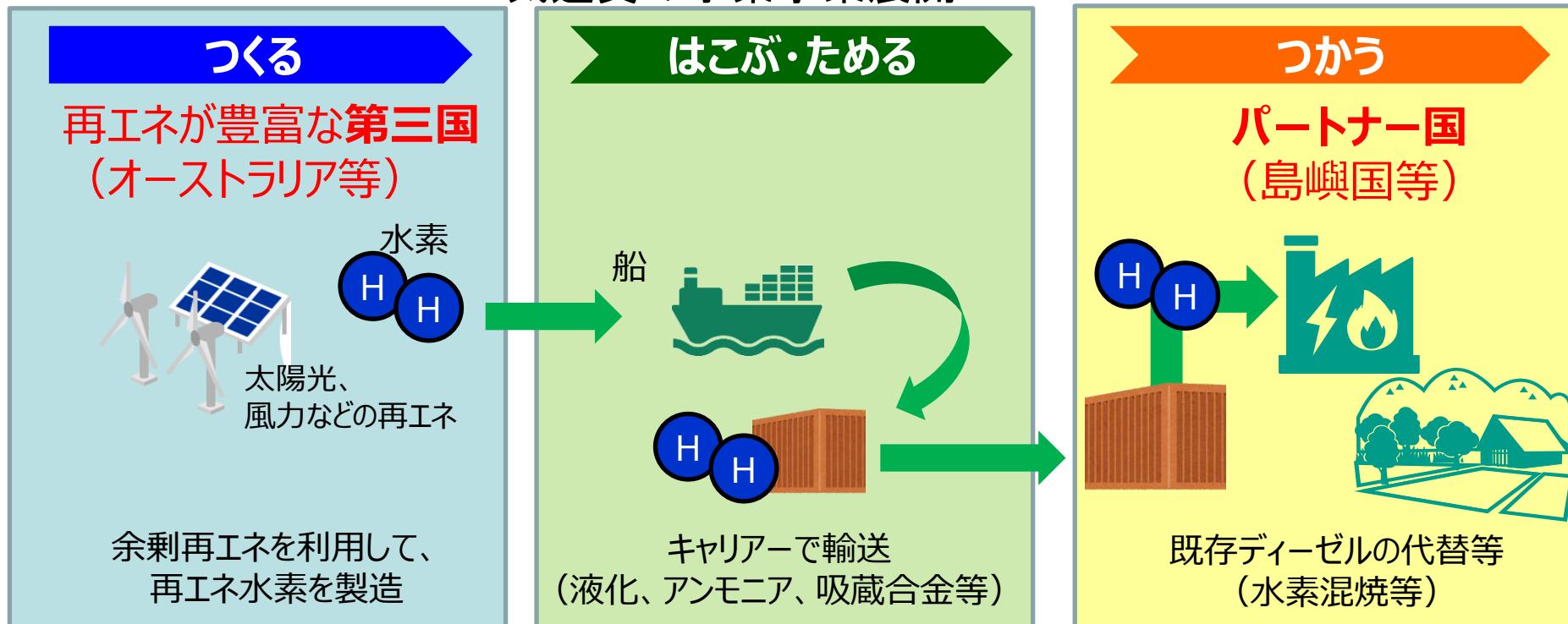
1. 事業の概要 p3
2. 採択事業者の選定方法と審査方法 p8
3. 採択審査基準の概要 p9
4. 事業開始までの流れ p16
5. 補助事業の予定スケジュール p17
6. 応募書類の提出方法 p18

1. 目的

- ・ 再エネ水素市場の醸成
- ・ JCMを通じ我が国のGHG排出削減目標の達成に資する
- ・ 途上国への脱炭素社会への移行支援

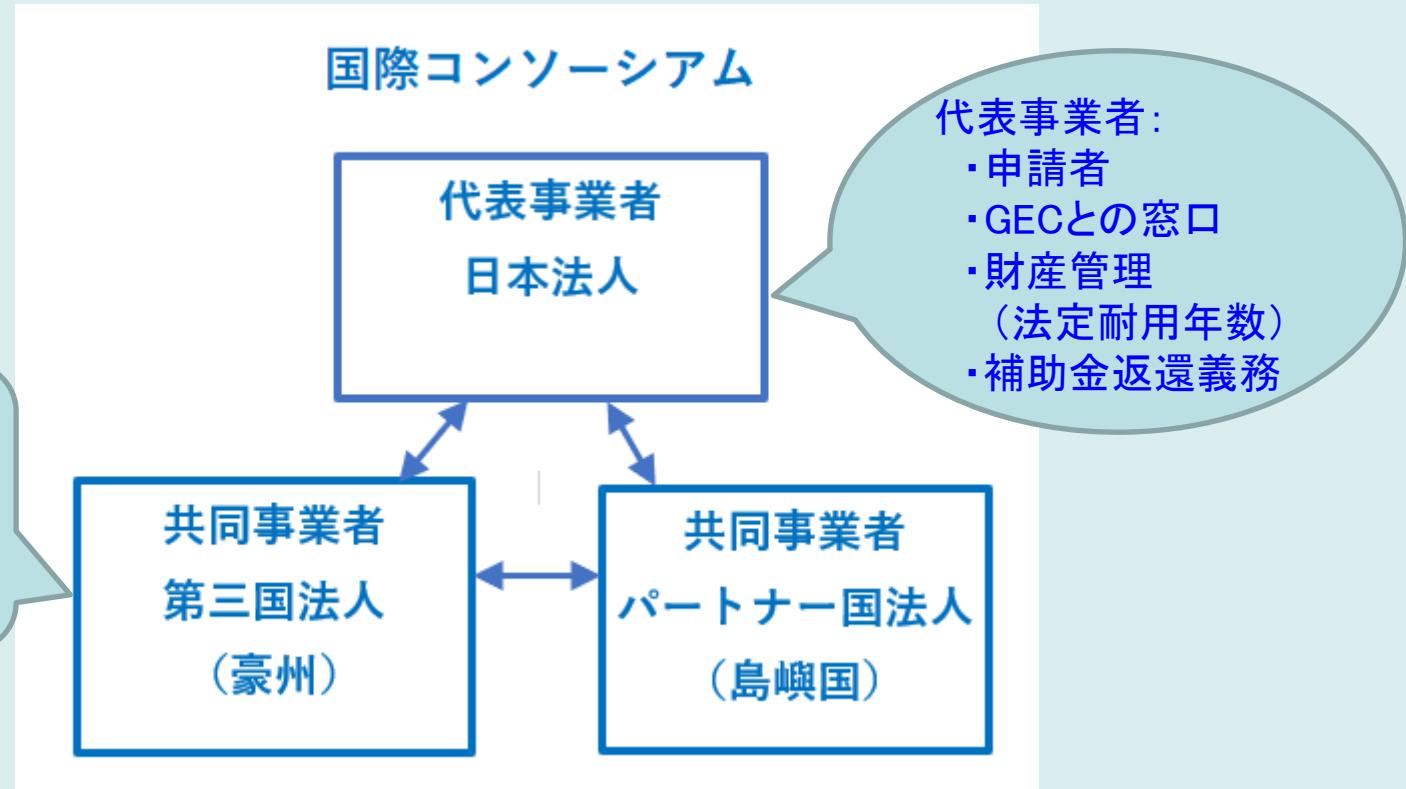
2. 補助対象

一気通貫の水素事業展開



エネルギー起源CO₂の排出削減量の総和がゼロ以上になる
事業の実現(2030年頃)に向けた**実証事業**

実施体制：国際コンソーシアム



採択審査時の提出書類：

- ・国際コンソーシアム協定書(案)
- ・第三国およびパートナー国の共同事業者との間の何らかの合意文書

補助金

1. 補助対象経費の2分の1

2. 補助対象経費

補助事業を行うために**直接必要な経費**

- a. 工事費
- b. 設備費
- c. 業務費
- d. 事務費

※各費目の内容については、公募要領別表1を参照のこと

※補助対象経費の中に、補助事業者の自社製品等がある場合、
原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上すること

3. 補助対象外経費の代表例

- ✓ 用地の取得や建屋の建設(簡易なものを除く)の経費
- ✓ 既存施設の撤去費
- ✓ 汎用性の高い備品(事務機器等)等の購入・借用費
- ✓ 事故・災害の処理に要する経費
- ✓ 予備品
- ✓ 報告書等の作成に要する費用
- ✓ 為替手数料、銀行振込手数料
- ✓ その他、事業の実施に直接関係性のない経費

補助対象期間

1. 事業実施期間： **3年度以内**
2. 補助対象期間： **単年度**
3. 補助金の交付申請等は年度毎に実施
4. 複数年度にまたがる事業を実施する場合、応募時に当該期間全体の計画を実施計画書にて説明する

事業実施期間

1. 毎年度、**交付決定の日**から翌年の**2月末日**まで

採択事業者の選定方法

○ 一般公募

審査方法

A. 基礎審査

基礎審査において、公募要領や交付規程に定める各要件を満たしていないと判断されたもの、必要な書類が不備なものについては、その後の審査を行わない

B. 評価審査

ヒアリング審査実施

3. 採択審査基準の概要



Global Environment Centre Foundation

<A.基礎審査>

1. 第三国及びパートナー国が、所定の要件に当てはまる国であること
2. 第三国において製造される水素が**再エネ水素**として、所定の要件を全て満たしていること
3. 再エネ水素の製造、輸送、利活用の一気通貫の事業において、所定の要件(CO2ネットゼロ、実証済み技術)を全て満たしていること
4. 3年度以内で完了できる計画であること
5. パートナー国人材の能力向上等、パートナー国内での当該製品・技術等の持続的な市場創造につながると認められること
6. 日本国からの他の補助金を受けていないこと
7. 申請者(共同事業者を含む)が、所定の要件を全て満たしていること

<B.評価審査>

1. テーマ設定の妥当性(15点)
2. 実証内容の妥当性(20点)
3. 事業化実現時**(2030年頃)**のCO2削減効果(50点)
4. 事業者の経営健全性、財務基盤の健全性(10点)
5. 政策的評価(5点)

※詳細は、公募
要領別紙
「採択審査
基準」参照

全ての項目を
満足

評価審査

採択審査委
員会で採点

採択案件決定

2. 第三国において製造される水素が**再エネ由来の水素**として下記に該当すること

- **水又はバイオマス**から製造されるもの
- 水素製造の際に必要となる電力が主として**再エネ**による発電で賄われるもの

※系統から電力を得る場合は、得る電力が主として再エネによる発電で賄われていること
(詳細は、公募要領別紙「採択審査基準」参照)

3. 再エネ水素の製造、輸送、利活用の一連の事業において、下記の要件を全て満たすこと

ア) 一連の事業における**エネルギー起源CO2の排出削減量の総和が0以上**であること

本事業中である実証段階ではなく、本事業後である**事業化実現時(2030年頃)**の試算とする

イ) 主要な要素となる技術について、**研究段階ではなく、実証されたもの**であること

ウ) 下記のa)、b)、c)に該当する技術がすべて含まれること

a)第三国において**再エネ水素を製造・貯蔵する技術**

b)**再エネ水素を第三国からパートナー国へ輸送する技術**

c)パートナー国において**再エネ水素を利活用し、エネルギー起源CO2の排出の削減に資する技術**

※原則として、化石燃料を用いた火力発電に係る事業ではないこと

但し、脱炭素移行を促進する設備、技術(水素の混焼等)を除く

(1) テーマ設定の妥当性(15点)

- ① 第三国のエネルギー需給・市場(再エネ比率の高さ、余剰電力(negative price)の発生状況等)、環境規制・制度(補助金含む)、文化慣習、資源・エネルギー制約(水素の原料となる水等)等の特性を踏まえた提案となっているか。
- ② パートナー国のエネルギー需給・市場(再エネ(特に水素)の利活用に係る国家目標、方針等)、環境規制・制度、文化慣習、資源・エネルギー制約等の特性を踏まえた提案となっているか。
- ③ パートナー国と第三国および両国間の輸送・貯蔵方法をすべて考慮し両国との連携が取れた提案となっているか。
- ④ 実証後の事業化実現の見通し(経済性)が立った提案となっているか。

(2) 実証内容の妥当性(20点)

- ① 実証内容が明確に示され、その達成度を測ることのできる指標(性能、コスト、再エネ水素量、エネルギー起源 CO₂ 削減量等)が適切に設定されていて定量的な評価が可能か。
- ② 実証の方法は、指標達成のために適切か。
- ③ 指標達成の確実性は高いか。
- ④ 実証に要する経費の内容や金額は適切で、裏付けがあるか。
- ⑤ 実証の実施体制は、その実現のために第三国およびパートナー国の共同事業者や各々の現地政府と十分に連携され協働できるものであるか。

(3) 事業化実現時(2030年頃)のCO₂削減効果(50点)

① CO₂削減計算の前提として、以下の技術について、各々の特徴や具体的な手段・方法等が現地の事情に適応するものであるかをよく分析した上で選択されているか。(30点)

○ 第三国における再エネ水素の製造方法

- 水素製造装置への再エネの供給方法
- 設備稼働率、システムの耐久性
- 有事(ブラックアウト)の際の対応 等

○ 再エネ水素の貯蔵・輸送方法

- 安全性
- エネルギーロス 等

○ パートナー国における再エネ水素の利活用方法

- 現地ニーズへの合致
- 各利活用方法
(燃料電池、ガスタービン、内燃機関、ボイラー等)での比較検討の有無 等

(3) 事業化実現時(2030年頃)のCO₂削減効果(続)

- ② 事業実現時(2030年頃)におけるエネルギー起源CO₂の削減量の計算は、「CO₂排出・削減量算出の基本的な考え方」に沿ったものであり、適切か。

(10点)

(以下の各プロセスの事業実現時の単年度あたりの削減量の総計)

- 第三国における再エネ水素の製造
- 再エネ水素の貯蔵・輸送
- パートナー国における再エネ水素の利活用

※ 詳細は、公募要領

「採択審査基準（別紙）CO₂排出・削減量算出の基本的な考え方」参照

- ③ 事業実現時(2030年頃)におけるエネルギー起源CO₂の削減量と、それを実現するために必要な設備投資額(イニシャルコスト)及びランニングコストを比べたときの割合(費用対効果)は相対的に(他の提案と比べて)優れているか。(10点)

(4) 事業者の経営健全性、財務基盤の健全性(10点)

- ① 事業者、共同事業者の健全性、財務基盤の健全性
- ② 資金計画の妥当性

(5) 政策的評価(5点)

- ① 第三国又はパートナー国におけるSDGs達成への貢献

4. 事業開始までの流れ



Global Environment Centre Foundation

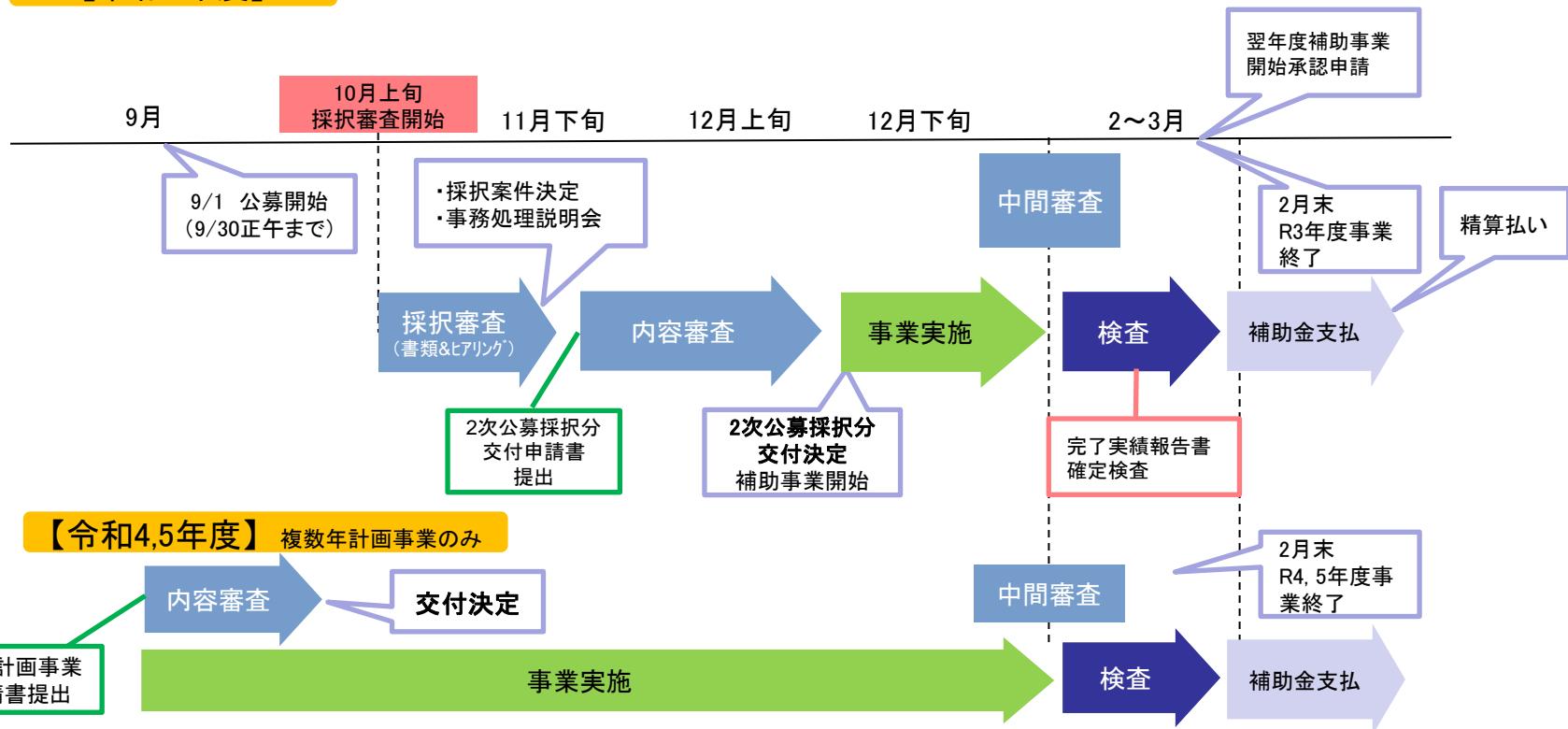
1. 採択結果を**応募者に通知**
センターのウェブサイトにおいて**採択事業者を公表**
2. 採択された事業者は、本年度分の事業に関する補助金の
交付申請書をセンターに提出
※ 交付内示後30日以内に交付申請書を完成させること。交付内示後60日を経過した後、または年度内にセンターの責に帰する事由以外で交付決定できない場合は交付内示を取り消すことがある。
3. 補助金の交付が適当と認められたものについて、**交付の決定**を実施
4. 交付決定日以降から、契約・発注等、補助事業の開始が可能

5. 補助事業の予定スケジュール(二次公募)



Global Environment Centre Foundation

【令和3年度】



- 本事業は、採択後および継続年度初めに交付申請を行い、年度末に精算払いを実施(単年度事業)。
- 複数年計画事業は、中間審査時に翌年度における継続の可否等について審議を行い、最終的に環境省地球環境局と協議の上、翌年度における継続実施の可否を決定するものとする。

6. 応募書類の提出方法



Global Environment Centre Foundation

■ 提出方法及び期限

下記提出先へ **原則、郵送（令和3年9月30日（木）12:00 必着）**

※ ファックス及び電子メールでの提出は不可

■ 提出物

必要書類一式の電子データを保存した、CD-RまたはDVD-R 2部

■ 提出先

〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目19番4号 本郷大閑ビル3階

公益財団法人 地球環境センター（GEC）

東京事務所 事業第二グループ 水素事業担当

■ 応募に関するご質問

電子メールでお問合せ下さい。

宛先：hydro@gec.jp

本件に関するお問い合わせ先

公益財団法人地球環境センター

E-mail : hydro@gec.jp

東京事務所 事業第二グループ

担当:久保・山根・小島

TEL : 03-6801-8773

大阪本部 気候変動対策課

担当:南・児玉

TEL : 06-6915-4122

資料

リンク集

- 公募書類・様式等

https://gec.jp/jp/hydro_kobo2021_2/

- FAQ

https://gec.jp/hydro/R3-2/X.R3_hydro_qa.pdf